

職業安定分科会(第 210 回)	資料 2-1
令和7年1月 23 日	

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する告示案要綱

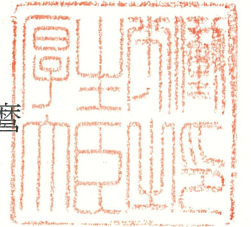
厚生労働省発職 0116 第 2 号

令和 7 年 1 月 1 6 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第八項の規定に基づき育児休業給付費充当徴収保険率を変更する告示案要綱

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの育児休業給付費充当徴収保険率を千分の四とするものとする。